

お客さま 各 位

令和5年9月

適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
令和5年10月より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。
当組合では、お客さまからお支払いいただいた各種手数料の消費税につきまして、
下記のとおり、インボイスを発行させていただきます。
お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号

山梨県民信用組合 : T2090005000266

当組合のインボイス対応

	対応内容
営業店窓口でお支払いいただいた各種手数料（代金取扱手数料、両替手数料など）	インボイスの記載要件を満たした「領収書」を発行いたします。
営業店窓口でお支払いいただいたお振込手数料	インボイスの記載要件を満たした「振込金受取書」「振込受付書」を発行いたします。
口座振替手数料 インターネットバンキング手数料 その他の手数料・使用料など	現在、既に「領収書」を交付している場合は、様式変更のうえ、記載要件を満たした「領収書」を発行いたします。
	「領収書」を交付していない場合は、インボイス通知書を発行いたしますので、発行を希望されるお客さまは、お取引店窓口までお申し出ください。
ATMのご利用手数料	ATMでのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機・自動サービス機特例」に該当します。お客さまが一定の事項を記載した帳簿のみの保存により仕入税額控除を受けることができます。このため、「ご利用明細」へのインボイス対応は行いませんので、ご了承ください。

本件に関するお問合せ先

山梨県民信用組合 事務部事務管理課
TEL : 055-220-7841

